

国庫支出金や地方交付税交付金は、地域の平均所得が低くても地域住民が必要な公的サービスを受けられることを目的の1つとしています。

ただし、サービスに必要な金額の全てを中央政府が補助したり保証したりすれば、地方政府は「補助金漬け」になり活力や独立性が失われてしまふかもしれません。そうした弊害を防ぐため、例えば交付税の設計でも、税収など財源の差がある程度は残る

## やさしい経済学 地方再生の行方

### 第1章 地域格差と財政

9

慶應義塾大学准教授 別所 俊一郎

ようになっています。

財政力の差は地方単独事業にも表れます。地方単独事業とは国庫支出金の対象とならない事業を指し、地方政府の裁量の余地が大きいと考えられます。ただし、法令で実施を義務付けていたり、補助事業と密接に関係していたりして、地方政府の裁量がそれほど

ど効かない事業もあります。単独事業の全体像を把握するのは必ずしも容易ではありません。2013年度決算によると、いわゆる公共事業にほぼ対応する普通建設事業費の都道府県と市町村の純計14兆円のうち、補助事業が7・8兆円、単独事業が5・5兆円でした。また、総務省の調

査によると10年度決算で社会保障関係の地方単独事業の規模は6・2兆円ありました。市町村道のような単独事業で建設されるインフラの利用者はその地域の住民が大多数だと考えられます。とすれば、公共事業に地方政府の裁量の余地が大きいことは望ましいことかもしれません。

他方、社会保障関係の単独事業には地域特性に関係なく必要とされる事業が多くあります。例えば就学援助、乳幼

児医療費助成、妊婦健診助成、予防接種助成などです。これらのうちには法令によって実施を義務付けられた事業もありますが、そうでないものもあります。このことは、同じ子供や妊婦であっても住む場所によって受けられるサービスや補助金に差があることを意味しています。もしこれらの単独事業の差が財政力の差に依存しているとすれば、公平性の観点から好ましくありません。